

山鹿市有財産一般競争入札要項 (郵便入札)

【 売買物件：クリーンセンター跡地 】

山鹿市が行う市有財産の一般競争入札に参加される方は、本要項を承知のうえ、入札に参加してください。

目 次

一般競争入札参加要領	．．．．．	P 1 ～ P 6
売買契約書（案）	．．．．．	P 7 ～ P 1 0
提出書類等チェックリスト	．．．．．	P 1 1
入札関連様式	．．．．．	P 1 2 ～ P 1 8

山 鹿 市

総 務 部 財 務 課

公有資産マネジメント係

〒 8 6 1 - 0 5 9 2 山鹿市山鹿 9 8 7 番地 3

TEL : 0 9 6 8 - 4 3 - 1 1 1 9

FAX : 0 9 6 8 - 4 4 - 0 3 7 3

一般競争入札参加要領

1 日程

内容	日時・期限	参照項目
入札の公告	令和8年10月23日（金）	
申込受付期間	令和8年10月26日（月）から 令和8年11月20日（金）午後3時まで	5 入札参加申込の方法
入札保証金納付 入札書提出期限	令和8年11月27日（金）午後3時まで	7 入札保証金 8 入札
開札	令和8年11月30日（月）午前9時	9 開札
契約保証金納付 契約締結期限	令和8年12月 7日（月）午後3時まで	10 契約の締結
売買代金支払期限	令和8年12月21日（月）午後3時まで	11 売買代金の支払い
物件の引渡し	売買代金完納時（引渡しは現状有姿のまま）	12 所有権の移転等
所有権移転登記	所有権の移転した日から30日以内 （落札者が手続を行うものとします。）	

2 売買物件

物 件 名	クリーンセンター跡地
所 在 地	山鹿市鹿央町合里字青井1618番2 山鹿市鹿央町合里字青井1618番4 山鹿市鹿央町合里字青井1634番1
地 目	宅地
地 積	7370.09㎡（公簿）
予定価格	14,003,000円（最低入札価格）
備 考	当該地内の一部に土地に定着する工作物有り

3 売却条件

- （1）住宅又は事業所の用途に供するものとします。
- （2）土地売買契約の締結日から1年以内に提案事業に係る工事に着手し、3年を経過する日までに全ての工事を完了し、提案の土地利用に供してください。ただし、やむを得ない特別の事情があるものとして市が認めたときは、この限りではありません。
- （3）次の用途に供すること及びこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、又は売却物件を第三者に貸すことは禁止します。
 - ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員のその活動のための事務所又はこれに類するもの
 - ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業の事務所又はこれに類するもの

- ③廃棄物の保管場所、砂利・砂・残土等の堆積場その他これに類する用途
- ④悪臭、騒音、粉塵、振動、土壌汚染等の近隣環境を著しく損なうと予想される用途
- ⑤その他公序良俗に反し、近隣住民の生活を著しく脅かすと認められる用途

4 入札参加資格

一般競争入札には、次のいずれかに該当する者を除き、個人、法人を問わず参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号のいずれかに該当する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第5号までに規定する暴力団等
- (3) 国税・地方税の滞納がある者

【参 考】地方自治法施行令

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

5 入札参加申込の方法

(1) 申込みの受付（書留郵便等により郵送又は持参）

①受付締切 令和8年11月20日（金）午後3時

②受付場所 山鹿市役所総務部財務課（市役所本庁舎3階）

〒861-0592（市役所専用番号） 熊本県山鹿市山鹿987番地3

(2) 申込みに必要な書類等

①山鹿市有財産一般競争入札参加申込書（様式第1号）

②証明書類

個人：印鑑証明書及び身分（身元）証明書（本籍地の市区町村で発行しています。）

法人：印鑑証明書及び法人登記現在事項証明書

③国税・地方税の納税証明書（未納がない証明）

④売買物件利用計画書（様式第2号）

⑤暴力団等に該当しないことの誓約書（様式第5号）

6 現地確認

物件の引渡しは現状有姿のまま（あるがままの姿）としますので、入札参加者は、必ず入札前に現地の確認を行い、物件を熟知したうえで入札してください。

なお、現状と物件調書の内容が異なる場合、現状を優先しますので御了承ください。

7 入札保証金

(1) 入札保証金の納付

入札に参加する前に、入札保証金として入札金額の100分の5以上（円未満切り上げ）に相当する金額を、指定金融機関の口座に振り込んでください。なお、振込手数料は入札参加者の負担となります。

指定金融機関	肥後銀行 山鹿支店
預金種目	普通
口座番号	1841415
口座名義	ヤマガシ

(2) 注意事項

①入札保証金は、入札前までに入金してください。

②入札保証金の納付の際は、納付者・納付金額及び納付年月日を財務課まで御連絡ください。

③入札保証金の額が不足する場合は、入札は無効とします。

④入札保証金は、入札終了後に返還の手続きを行います。なお、返還手続きに2週間程度の期間を要しますので御了承ください。また、その受入期間について利息は付けません。

⑤落札した場合、入札保証金を契約保証金の一部として充当します。

8 入札

(1) 入札は書留郵便等による入札（郵便入札）とします。

必要書類の提出期限等は次のとおりです。

① 提出期限 令和8年11月27日（金）午後3時（書留郵便等により郵送）

② 提出場所 山鹿市役所総務部財務課（市役所本庁舎3階）

(2) 必要書類

- ☐ 入札保証金振込証明書（様式第3号）
- ☐ 入札書（様式第4号）

注意：入札保証金振込証明書（様式第3号）には、振込を依頼した金融機関の「振込受付書」（原本）を添付してください

(3) 入札時の注意事項

①次に該当する方は入札に参加できません。

ア 必要書類の提出を行わない者

②入札には、交付された入札書（様式第3号）を使用し、黒インク等消えにくいもので明確に表示し、誤記又は脱字のため加除したときは、その箇所に押印ください。ただし、金額の訂正は認めません。

③入札書は、物件名（「クリーンセンター跡地売却」）並びに氏名又は商号及び代表者職氏名を記入した封筒に封入してください。

④入札者は、その理由の如何にかかわらず、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

⑤使用印鑑は、印鑑登録されている印鑑（実印）を使用してください。

⑥入札の回数は1回です。

⑦次のいずれかに該当する入札は無効とします。

ア 入札参加資格のない者のした入札

イ 同一人がした2以上の入札

ウ 不正行為による入札

エ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札

オ 入札条件に違反した入札

カ 連合して行った入札

キ 所定の入札保証金を納付しない者のした入札

ク 金額を訂正した入札書による入札

ケ 入札に参加する際に提出した書類に虚偽の記載をした者のした入札

コ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

9 開札

(1) 開札日時は次のとおりです。

①開札日時 令和8年11月30日（月）午前9時

②開札場所 山鹿市役所総務部財務課（市役所本庁舎3階）

(2) 落札者の決定

有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が、山鹿市があらかじめ公表している予定価格（最低入札価格）以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

なお、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、期日を指定したうえで、当該入札をした者に来庁を求め、くじによって落札者を決定します。指定期日に来庁できない場合は、入札事務に関係のない職員がくじをひくものとします。

また、開札の結果については、ファックス等により直ちに通知します。

1 0 契約の締結

(1) 契約の説明

落札者決定後には、落札者に対して契約手続きの説明を行い、必要書類を交付します。

(2) 契約保証金の納付

契約を締結する前に、売買代金の100分の10以上の契約保証金をお支払いいただきます。なお、納付済の入札保証金は契約保証金の一部として充当します。

(3) 契約の締結期限

落札者には、山鹿市が指定した売買契約書により、令和8年12月7日（月）午後3時までに売買契約を締結していただきます。期限までに契約を締結しない場合は、落札は効力を失い、納付済の契約保証金は山鹿市に帰属します。

なお、売買契約書に貼付する収入印紙（1枚）は、落札者の負担となります。（売買契約書のうち収入印紙を添付したものを市、収入印紙がないものを落札者が保有します。）

1 1 売買代金の支払い

売買代金は、令和8年12月21日（月）午後3時までに納付していただきます。納付の際は、納付済の契約保証金を売買代金の一部として充当しますので、売買代金と納付済の契約保証金の差額を納付することになります。

なお、期限までに売買代金の納付がなく、売買契約が解除となった場合は、納付済の契約保証金は山鹿市に帰属します。

契約保証金は、その受入期間について利息は付けません。

1 2 所有権の移転等

(1) 売買物件の引き渡し

売買物件の所有権は、売買代金全額の支払が完了したときに移転するものとし、現状有姿のまま引き渡します。

(2) 所有権の移転登記

①所有権の移転登記は、所有権の移転した日から20日以内に落札者が自ら行うこととします。なお、土地の所有権の移転登記に係る登録免許税等、登記に要する費用は落札者の負担となります。

②物件の所有権移転登記前に、落札に係る権利義務を第三者に譲渡することはできません。

1 3 近隣住民への配慮

(1) 物件取得後の工事履行にあたっては、近隣住民への積極的な情報提供に努めるとともに、近隣住民の意見に対しては、特に配慮してください。

(2) 特に大規模な工事を行う際は、以下の事項を遵守してください。

①工事に先立ち、地元自治会等に対し、計画や工事内容などの説明を行うとともに、その結果を山鹿市に報告してください。

②工事中は、特に騒音、振動を抑えるよう配慮して作業を行い、万一、周辺の家屋等に損害を与えた場合は、補償等の適切な対応を行ってください。

③工事車両等の通行にあたっては、十分な安全対策を講じてください。

1 4 その他

- (1) 入札関係書類に記載された個人情報、入札事務及び入札参加資格の確認（警察への情報提供を含む。）のみに使用します。
- (2) 売買契約締結後に、引き渡された売買物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときに、当該契約不適合を理由として、履行の追完請求、代金減額請求、損害賠償請求、契約の解除請求をすることはできません。ただし、消費者契約法（平成12年法律第61号）の適用を受ける場合は、土地についての契約不適合に限り物権引渡しの日から2年間、売買代金の減額のための責を負うものとします。
- (3) 建物の建築等の際には、建築基準法等の法令、熊本県、山鹿市の条例等による制限や負担金等が必要となる場合がありますので、事前に関係機関に相談のうえ、内容の確認をお願いします。
- (4) この要領に定めのない契約に関する事項は、地方自治法、地方自治法施行令及び山鹿市契約規則等関係例規によるほか、山鹿市の指示によることとします。

【参考】

不動産取得税（土地を買ったときにかかる税金）

不動産を取得した人に課税される税金で、不動産を取得した時に1度だけ課税されます。

○税額の計算方法 〔不動産の価格（課税標準額）〕×税率（3%）＝税額

固定資産税（土地の保有にかかる税金）

不動産を所有しているときに課税される税金です。

○税額の計算方法 〔不動産の価格（課税標準額）〕×税率（1.4%）＝税額

《問い合わせ先》

○ 不動産取得税

県税の収納・簡易な相談窓口 電話：0968-44-2132
（山鹿市役所税務課内）

○ 固定資産税

山鹿市市民部税務課 電話：0968-43-1121

市有財産売買契約書（案）

売出人山鹿市と買受人_____とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 売出人、買受人両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行するものとする。

（売買物件）

第2条 売買物件は、下記の物件とする。

【物件の表示】

物件名 クリーンセンター跡地（土地）

所 在 山鹿市鹿央町合里字青井1618番2

山鹿市鹿央町合里字青井1618番4

山鹿市鹿央町合里字青井1634番1

地 目 宅地

地 積 7370.09㎡（公簿）

2 前項に定める数量は、登記所備付登記簿による数量であり、買受人は、本数量をもって契約数量とすることを了承するものとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金_____円とする。

（契約保証金）

第4条 買受人は、本契約締結と同時に、契約保証金として金_____円以上（売買代金の100分の10以上）を売出人に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、第20条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

3 第1項の契約保証金には利息を付さない。

4 売出人は、買受人が次条に定める義務を履行するときは、第1項に定める契約保証金を売買代金の一部に充当するものとする。

5 売出人は、買受人が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を売出人に帰属させるものとする。

6 入札保証金は、第1項の契約保証金に充当するものとする。

（売買代金の支払）

第5条 買受人は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた額を、売出人の発行する納入通知書により令和8年12月21日までに支払わなければならない。

（遅延利息）

第6条 買受人は、前条に定める期日までに売買代金を納入しなかった場合は、当該期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、未納金額について年3.0パーセントの割合で計算した遅延利息を売出人に支払わなければならない。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

（売買代金等未納の場合）

第7条 売出人は、買受人が第5条及び前条に定める債務を履行しないときは、催告なしにこの契約を解除することができる。この場合、第4条第1項に定める契約保証金は売出人に帰属するものとする。

(所有権の移転)

第8条 売買物件の所有権は、買受人が売買代金を納付した時に買受人に移転する。

(所有権移転登記)

第9条 買受人は、前条の規定により売買物件の所有権が移転したときは、所有権の移転した日から30日以内に買受人を権利者とした所有権移転登記を行うものとし、売払人は、所有権移転登記に必要な書類を買受人に提出しなければならない。

(売買物件の引渡し)

第10条 売払人は、第8条の規定により売買物件の所有権が買受人に移転したときに引き渡しがあったものとする。

(特約条項)

第11条 買受人は、売買物件が山鹿市有財産一般競争入札要項【売買物件：クリーンセンター跡地】の内容であることを了承したうえ、現状有姿のまま売買物件を買い受けるものとする。

2 買受人は、売払人から売買物件の引渡しを受けた後において、建物、工作物等の解体、撤去、処分等に要する費用があってもこれを売払人に請求することができないものとする。

(契約不適合責任)

第12条 買受人は、引き渡された売買物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときに、当該契約不適合を理由として、履行の追完請求、代金減額請求、損害賠償請求、契約の解除請求をすることはできない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）の適用を受ける場合は、売払人は、土地についての契約不適合に限り売買物件引き渡しの日から2年間、売買代金の減額のみを責を負うものとする。

3 前条の内容については、第1項の契約不適合に該当しない。

(危険負担)

第13条 本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が天災地変その他の売払人又は買受人のいずれの責に帰することのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、本契約の履行が不可能となったときは、売払人買受人双方書面により通知して、本契約を解除することができる。また、買受人は、本契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。

2 売払人は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷した場合であっても、修補することにより本契約の履行が可能であるときは、売払人は、売買物件を修補して買受人に引き渡すことができるものとする。この場合、修補行為によって引渡しが本契約に定める引渡しの時を超えても、買受人は、売払人に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。

3 第1項によって、本契約が解除された場合、売払人は、買受人に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還するものとする。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第14条 買受人は、売買物件を住宅又は事業所の用に供し、土地売買契約の締結日から1年以内に提案事業に係る工事に着手し、3年を経過する日までに全ての工事を完了しなければならない。ただし、やむを得ない特別の事情があるものとして売払人が認めたときは、この限りでない。

2 買受人は、次号に掲げるものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、又は売買物件を第三者に貸してはならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員のその活動のための事務所又は

これに類するもの。

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業の事務所又はこれに類するもの。

(3) 廃棄物の保管場所、砂利・砂・残土等の堆積場その他これに類する用途

(4) 悪臭、騒音、粉塵、振動、土壤汚染等の近隣環境を著しく損なうと予想される用途

(5) その他公序良俗に反し、近隣住民の生活を著しく脅かすと認められる用途

（実地調査等）

第15条 売払人は、買受人の前条に定める公序良俗に反する使用等に関して、売払人が必要と認めるときは実地調査を行うことができる。

2 買受人は、売払人から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を売払人に報告しなければならない。

3 買受人は、正当な理由なく第1項に定める実地調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は前項に定める報告を怠ってはならない。

（違約金）

第16条 買受人は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として売払人に支払わなければならない。

(1) 前条に定める義務に違反したとき。 売買代金の1割

(2) 第14条に定める義務に違反したとき。 売買代金の3割

2 前項の違約金は次条第4項及び第20条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（契約の解除）

第17条 売払人は、買受人が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 売払人は、買受人が第14条に定める義務に違反したとき、又は次の各号の一に該当していると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

3 売払人は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより買受人に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

4 買受人は、売払人が第2項の規定により本契約を解除した場合において、売払人に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（解除権行使時の返還金等）

第18条 売払人は、前条に定める解除権を行使したときは、買受人が支払った売買代金を返還

する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

- 2 売払人は、解除権を行使したときは、買受人の負担した契約の費用は返還しない。
- 3 売払人は、解除権を行使したときは、買受人が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(買受人の原状回復義務)

第19条 買受人は、売払人が第17条の規定により解除権を行使したときは、売払人の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、売払人が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

- 2 買受人は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又は損傷しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を売払人に支払わなければならない。また、買受人の責に帰すべき事由により売払人に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を売払人に支払わなければならない。
- 3 買受人は、第1項に定めるところにより売買物件を売払人に返還するときは、売払人の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を売払人に提出しなければならない。

(損害賠償)

第20条 売払人は、買受人が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第21条 売払人は、第18条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、買受人が本契約に定める損害賠償金を売払人に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第22条 本契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、買受人の負担とする。

(近隣住民等への配慮)

第23条 買受人は、本物件引渡し以後においては、十分な注意をもって本物件を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとする。

(土壌汚染等に関する免責及び負担)

第24条 売却人は、本件土地について土壌汚染が存在しないことの調査及び確認をおこなっておらず、これらを保証するものではない。

- 2 本件土地の土壌汚染の有無に関する調査費、万一土壌汚染が判明した場合における浄化費、汚染土壌の撤去費その他これらに付随する一切の費用は、買受人の負担とする。買受人は、本件引き渡し後に土壌汚染を発見した場合においても、売却人に対し、契約不適合責任に基づく損害賠償請求、契約の解除、その他いかなる請求も行いうことができないものとする。
- 3 買受人が、本件土地の引き渡し後に3,000平方メートル以上の土地の形質変更を行おうとする場合は、土壌汚染対策法第4条第1項の規定に基づき、着手する30日前までに所管自治体等へ所定の届け出を行わなければならない。なお、当該届出およびこれに伴う各種調査・手続き等に要する費用はすべて買受人の負担とする。

(地中埋設物の現況有姿引き渡し)

第25条 本件土地の地下には、一部の地中埋設物が残存している現況とする。

- 2 売却人は、前項の地中埋設物の撤去、移設、その他一切の処理義務を負わないものとし、本件土地は現況有姿のまま引き渡すものとする。
- 3 買受人は、前項の地中埋設物を自らの負担において処理するものとし、売却人に対し、これに関する撤去費用の請求や損害賠償請求、契約の解除、その他いかなる請求も行いうことができないものとする。

(協議事項)

第26条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、売払人買受人協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第27条 本契約に関する訴訟の提起等は、売払人の所在地を管轄する裁判所において行うものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、売払人、買受人記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

熊本県山鹿市山鹿987番地3

売払人 山鹿市

代表者 山鹿市長 早田 順一

住所

買受人 称号又は名称

代表者の職及び氏名

提出書類等チェックリスト

【 入札参加申込時 】

- ☐ ①山鹿市有財産一般競争入札参加申込書（様式第 1 号）
- ☐ ②証明書類
 - 個人：印鑑証明書及び身分（身元）証明書（本籍地の市区町村で発行しています。）
 - 法人：印鑑証明書及び法人登記現在事項証明書
- ☐ ③国税・地方税の納税証明書（未納がない証明）
- ☐ ④売買物件利用計画書（様式第 2 号）
- ☐ ⑤暴力団等に該当しないことの誓約書（様式第 5 号）

【 入札時 】

- ☐ ①入札保証金振込証明書（様式第 3 号）
 - ☐ ②入札書（様式第 4 号）
- 注意：入札保証金振込証明書（様式第 3 号）には、振込を依頼した金融機関の「振込受付書」（原本）を添付してください

入 札 関 連 様 式

【 クリーンセンター跡地 】

- 1 山鹿市有財産一般競争入札参加申込書（様式第 1 号）
- 2 売却物件利用計画書（様式第 2 号）
- 3 入札保証金振込証明書（様式第 3 号）
- 4 入札書（様式第 4 号）
- 5 暴力団等に該当しないことの誓約書（様式第 5 号）

様式第 1 号

山鹿市有財産一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

山鹿市長 早田 順一 様

申込人 住 所 _____

称号又は名称 _____

代表者の職及び氏名 _____ (印)

電話番号 _____

ファックス番号 _____

一般競争入札参加要領及び山鹿市有財産売買契約書（案）の内容を承知のうえ、令和 8 年 1 1 月 3 0 日に実施される下記山鹿市有財産の一般競争入札への参加を申し込みます。

記

物件の表示

物 件 名	クリーンセンター跡地
所 在 地	山鹿市鹿央町合里字青井 1 6 1 8 番 2 山鹿市鹿央町合里字青井 1 6 1 8 番 4 山鹿市鹿央町合里字青井 1 6 3 4 番 1
地 目	宅地
地 積	7 3 7 0 . 0 9 m ² (公簿)
予定価格	1 4 , 0 0 3 , 0 0 0 円 (最低入札価格)
備 考	当該地内の一部に土地に定着する工作物有り

(注)

- 1 申込人欄は、必ず記名（契約予定者名）・押印（印鑑登録済の印鑑）してください。
- 2 印鑑証明書（1 ヶ月以内に発行されたもの）を添付してください。
- 3 納税証明書（国税・地方税の未納がないことを証明する書類）を添付してください。
- 4 共有名義で参加する場合は、各名義人連記で記入願います。

売買物件利用計画書

申込人 _____

物件名 クリーンセンター跡地（山鹿市鹿央町合里 地内）

1 物件利用計画

（物件取得後の利用方法を具体的にご記入ください。）

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

2 工事等着手時期

令和 年 月 頃

（補足事項）.....

.....

3 利用開始時期

令和 年 月 頃

（補足事項）.....

.....

入札保証金振込証明書

令和 年 月 日

山鹿市長 早田 順一 様

申込人 住 所 _____

称号又は名称 _____

代表者の職及び氏名 _____ ⑤

電話番号 _____

令和8年11月30日に執行される一般競争入札に係る入札保証金として金融機関の書類のとおり納付しました。

落札とならなかったとき、その他返還事由が生じたときは、この保証金は次の口座に振り込んでください。

振込先	金 融 機 関 名	()銀行 ・ 金庫 ・ 農協 本店 ・ ()支店
	預 金 種 別	普通 ・ 当座 ・ ()
	口 座 番 号	
	フリガナ	
	口座名義人氏名	

※ 裏面に金融機関の振込受付書を添付してください。

様式第3号裏面

金融機関の振込受付書の貼付箇所

※ 入札保証金を山鹿市の預金口座に振り込んだ旨の証明として、振込みを依頼した金融機関の「振込受付書」（原本）を確実に貼り付けてください。

入札保証金の振込に係る注意事項

- 1 入札保証金は、入札前までに入金してください。
(振込の際は、「至急扱い」と金融機関に申し出てください。)
- 2 振込を依頼した金融機関の「振込受付書」（原本）を「入札保証金振込証明書（様式第2号）」に添付して、入札時までに提出してください。
- 3 入札保証金の取消又は変更はできません。開札の結果、返還すべき保証金は、あらかじめ申出のあった金融機関の口座へ振込みます。
- 4 入札保証金の振込先は次のとおりです。

金 融 機 関 名	肥後銀行 山鹿支店
預 金 種 別	普通
口 座 番 号	1 8 4 1 4 1 5
フ リ ガ ナ	ヤマガシ

入札書

一般競争入札参加要領及び山鹿市有財産売買契約書（案）の内容を承知のうえ、下記のとおり入札します。

記

○物件の表示

物件名	クリーンセンター跡地
所在地	山鹿市鹿央町合里字青井1618番2 山鹿市鹿央町合里字青井1618番4 山鹿市鹿央町合里字青井1634番1
地目	宅地
地積	7370.09㎡（公簿）

○入札金額

金額		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

令和 年 月 日

入札者（委任者） 住 所

称号又は名称

代表者の職及び氏名 ⑩

山鹿市長 早田 順一 様

（記載上の注意）

- 1 入札金額は算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」マークを記入してください。
- 2 入札者の住所、称号又は名称、代表者の職及び氏名を記名押印（印鑑登録済の印鑑）してください。
- 3 共有名義で参加する場合は、各名義人連記で記入し押印してください。

暴力団等に該当しないことの誓約書

令和 年 月 日

山鹿市長 早田 順一 様

申込人 住 所

称号又は名称

代表者の職及び氏名 ⑩

電話番号

私（法人の場合、役員全員）は、次のことを誓約いたします。この誓約書が虚偽であることが判明した場合、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることがあっても、異議はありません。

- 1 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者ではありません。
- 2 私は、本誓約書の該当の有無を確認するため、山鹿市から追加資料の提出を求められたときは、指定された期日までに提出します。
- 3 私は、本誓約書の該当の有無を確認するため、山鹿市が本誓約書及び追加資料等を警察に提供することに同意します。
- 4 警察からの通報又は山鹿市からの照会に対する警察からの回答により、私が暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者であることが確認された場合は、一般競争入札参加要領及び山鹿市有財産売買契約書の条項により、契約の解除、損害賠償等の責を負います。

役員等一覧（法人の場合）

役 職	氏 名	氏名カナ	生年月日	性別	住 所
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		